受託事業等収入		544,069
補助金等収入		1,162,498
補助金等の精算による返還金の支出	△	2,257
寄附金収入		620,055
貸付金の回収による収入		251
その他の業務収入		759,915
その他の預り金収支差額	△	125,798
小計		3,370,818
業務活動によるキャッシュ・フロー		3,370,818
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△	500,000
有価証券の償還による収入		9,512,000
有形固定資産の取得による支出	△	5,727,695
無形固定資産の取得による支出	△	13,571
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入		165
減価償却引当特定資産の繰入による支出	△	89,597
投資その他の資産の取得による支出	△	10
投資その他の資産の売却等による収入		38
定期預金の預入れによる支出	△	26,365
定期預金の払戻による収入		226,265
施設費による収入		3,034,532
小計		6,415,763
利息の受取額		34,402
投資活動によるキャッシュ・フロー		6,450,165
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
大学改革支援・学位授与機構への債務負担金の返済による支出	△	11,708
長期借入金の返済による支出	△	1,146,206
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△	813,453
ＰＦＩ債務の返済による支出	△	40,771
小計	△	2,012,138
利息の支払額	△	74,915
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	2,087,054
Ⅳ　資金に係る換算差額		—
Ⅴ　資金増加額		7,733,929
Ⅵ　資金期首残高		838,877
Ⅶ　資金期末残高		8,572,807

損失の処理に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		131,065,950
当期総損失	131,065,950	
Ⅱ　損失処理額		131,065,950
積立金取崩額	131,065,950	
Ⅲ　次期繰越欠損金		0

Ⅰ　重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和４年２月10日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和５年４月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準」という。）を適用して、財務諸表等を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特殊要因経費」「ミッション実現加速化経費」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い費用進行基準あるいは業務達成基準を採用している。

また、国立大学法人山形大学業務達成基準取扱細則に基づき学長が特に必要と認めた事業については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、国から承継した資産については見積耐用年数により、受託研究収入等により購入した償却資産については、当該受託研究等の期間を耐用年数としているが、令和５事業年度以降に償却資産を取得し、当該資産を当該受託研究等の終了後も使用する予定である場合、法人税法上の法定耐用年数を耐用年数としている。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	３～50年
構築物	３～60年
機械装置	５～17年
工具器具備品	２～20年
船舶	５年
車両運搬具	３～７年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。